

令和5.4施行版

# 学 則

学校法人アルウィン学園

玉成保育専門学校

(令和5年4月1日施行)

# 玉成保育専門学校学則

## 第 1 章 総 則

### 《目 的》

第 1 条 本校は幼児教育及び児童保育に関する理論と実際の研究と教育を行い、学校教育法に定める幼稚園教諭並びに児童福祉法に定める保育士を養成することを目的とする。

### 《名 称》

第 2 条 本校は玉成保育専門学校という。

### 《位 置》

第 3 条 本校の位置を東京都杉並区松庵 1 丁目 9 番 3 3 号に置く。

### 《自己点検・評価》

第 4 条 本校はその教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第 2 章 課程、学科、修業年限、定員並びに休業日

### 《課程・学科・修業年限・定員》

第 5 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。  
教育課程の細目は別表 1 に表記する。

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総 定 員	備 考
保育専門 課 程	保育学科	2 年	5 0 名	1 0 0 名	昼 間

2. 修業年限は 2 年間とし、休学期間を除き、4 年間を超えて在学することはできない。
3. 1 学級の学生数は、4 0 名以下とする。

《学年・学期》

第6条 本校の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 保育専門課程の学期は次のとおりとする。

前期 4月1日から8月31日まで。

後期 9月1日から翌年3月31日まで。

《休業日》

第7条 本校の休業日は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、校長は特に必要があると認める場合には休業日を変更することができる。また、必要がある場合には、休業日に授業を課することができる。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(4) 夏季休業 7月24日から8月31日まで

(5) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

(6) 春季休業 3月18日から3月31日まで

(7) 創立記念日 10月15日

2. 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に実習を行うことがある。

第 3 章 教育課程、授業時数及び教員組織

《教育課程、授業時数》

第8条 本校の教育課程及び授業時数等は別表1のとおりとする。

《授業時数の単位数への換算》

第9条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の各号により計算するものとする。

(1) 講義においては、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習においては、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実習・実技においては、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める科目においては、30時間の授業をもって1単位とする。

(4) 幼稚園・保育園・福祉施設での実習においては、45時間をもって1単位とする。

《成績評価・進級認定》

第10条 授業科目の成績評価は学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

2. 前項の規定にかかわらず、出席時数が学則に定める授業時数の3分の2に達しない者は、試験を受ける資格を有しないこと。従って、やむを得ない場合を除き、全授業に出席すること。
3. 成績評価にあつては60点以上の成績をもって履修認定する。
4. 原則として、下記の要件に該当するものは留年とする。
  - (1) 1年次で履修すべき必修単位のうち、7単位以上が未修得の者
  - (2) 教育実習Ⅰ、保育実習Ⅰaの両方が未修得の者

《始業及び終業》

第11条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	始業時刻	終業時刻	曜日
保育専門 課程	保育学科	昼間	9時00分	17時50分	月～金

《入学前の既修単位の認定》

第12条 本校が教育上有益と認めたときは、学生が本校に入学する前に他の専修学校、短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む）等において履修した授業科目について修得した単位を、本校に入学した後の在籍する学科における授業科目の履修により修得したものとみなす。

2. 前項で認定できる単位は15単位を超えないものとする。
3. 本条に関して必要な事項については別に定める。

《教職員組織》

第13条 本校に校長、副校長1～2名、専任教員6名以上、講師、助手及び校医を置く。

2. 事務職員は、事務局長、事務職員1名以上を置く。
3. 教職員の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。
  - (2) 副校長は校長を助け校務を整理する。校長に事故ある時は、その職務を代理し、校長が欠けた時にはその職務を代行する。
  - (3) 事務局長は事務を統括する。
  - (4) 専任教員は生徒の教育をつかさどる。

- (5) 講師は各教科目の指導を担当する。
- (6) 事務職員は事務に従事する。
- (7) 学校医は生徒の健康診断を担当する。
- (8) 助手は、演習、実習又は実技の補助を担当する。

## 第 4 章 入学、休学、退学及び卒業

### 《入 学 資 格》

第 1 4 条 本校の入学資格は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育法における 1 2 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 1 7 年文部科学省令第 1 号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) 大学入学資格検定規程（昭和 2 6 年文部省令第 1 3 号）により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

### 《入 学 時 期》

第 1 5 条 本校の入学時期は、4 月 1 日とする。

### 《入 学 手 続》

第 1 6 条 本校の入学手続は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本校に入学を希望する者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第 2 5 条に定める入学検定料及び必要書類を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者については、入学試験を行い入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から 1 4 日以内に第 2 5 条の入学金その他を添えて手続をとらなければならない。

#### 《転入学》

第17条 本校へ転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

#### 《休学・復学》

第18条 生徒が疾病、その他やむを得ない事由によって2ヶ月以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2. 前項のものが復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

3. 休学の期間は2年間を限度とする。

#### 《退学》

第19条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

#### 《課程修了の認定》

第20条 第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2. 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には卒業証書を授与する。

#### 《称号の授与及び免許状》

第21条 前条により保育専門課程保育学科を修了した者には、専門士（教育・社会福祉課程）の称号を授与する。

2. 所定の修業年限以上在籍し課程を修了した者は、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格証明書を同時に取得することができる。

### 第5章 科目等履修生

#### 《科目等履修生》

第22条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選

考の上科目履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2. その他科目履修生に関する事項は別に定める。

## 第 6 章 賞 罰

### 《褒 賞》

第 2 3 条 成績優秀にして他の模範となるものについて褒賞することができる。

### 《懲 戒》

第 2 4 条 校長は本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められた場合には、生徒に対して懲戒を加えることができる。

2. 懲戒の種類は訓告、停学、及び退学とする。

3. 退学は次の各号に該当する場合、これを命ずることができる。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第 7 章 入学金及び授業料等

### 《納 付 金》

第 2 5 条 本校の入学検定料、入学金、授業料及び実習費は次のとおりとする。

入学検定料	20,000円
入学金	300,000円
施設費	200,000円(年 額)
授業料	600,000円(年 額)
実習費	50,000円(年 額)

2. その他、必要な費用に関する事項は別に定める。

《納付金の返還》

第26条 既に納入された納付金は、原則として返還しない。ただし、3月31日以前に入学辞退書を提出した場合は、入学金と入学検定料を除いた授業料等は返還する。

《休学者の授業料》

第27条 休学中の授業料は、規定の2分の1を納入するものとする。

《除 籍》

第28条 授業料その他の納付金を指定された納付日より起算して3ヶ月以上滞納した者は除籍することができる。

第 8 章 健 康 診 断

《健 康 診 断》

第29条 健康診断を毎年一回実施する。

第 9 章 雑 則

《施 行 細 則》

第30条 この学則の施行についての細則は別に定める。

附 則

1. 平成9年9月6日 (学則改正)
  - ・この学則は平成10年4月1日より施行する。
  - ・平成9年4月1日以前に入学したものについては なお従前の例による。
1. 平成11年4月1日 (学則改正－保母を保育士と名称変更－)
1. 平成11年5月22日 (学則改正)



- ・この学則は平成12年4月1日より施行する。
- ・平成11年4月1日以前に入学した者については、なお従前の例による。

1. 平成13年10月25日 (学則改正)

- ・この学則は平成14年4月1日より施行する。
- ・平成13年4月1日乃至平成12年4月1日に入学した者については、なお従前の例による。

1. 平成19年4月1日 (学則変更)

- ・この学則は平成19年4月1日より施行する。
- ・平成19年4月1日乃至平成18年4月1日に入学した者については、なお従前の例による。

1. 平成20年3月27日 (学則変更)

- ・この学則は平成20年4月1日より施行する。
- ・平成19年4月1日以前に入学した者については、なお従前の例による。

1. 平成23年4月1日 (学則変更)

- ・この学則は平成23年4月1日より施行する。
- ・平成22年4月1日以前に入学した者については、なお従前の例による。

1. 平成28年4月1日 (学則変更)

- ・この学則は平成28年4月1日より施行する。

1. 平成29年4月1日 (学則変更)

- ・この学則は平成29年4月1日から施行する。但し、第25条の納付金については、平成29年度入学の者から適用し、平成28年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

1. 平成31年4月1日 (学則変更)

- ・この学則は平成31年4月1日から施行する。
- ・平成30年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

1. 令和4年4月1日 (学則変更)

- ・この学則は令和4年4月1日から施行する。
- ・令和3年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

1. 令和5年4月1日 (学則変更)

- ・この学則は令和5年4月1日から施行する。
- 但し、第25条の納付金については、令和6年度入学の者から適用し、令和5年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

別表1

教育課程

アルウィン学園  
玉成保育専門学校

区分	免許法施行規則による区分	児童福祉法施行規則による区分	左記に対応する開設科目名	授業形態	必修	選択	厚生労働省の告示による教科目の種別	1年		2年		合計			
								単位	時間	単位	時間	単位	時間		
教養科目	教養科目	外国語、体育以外の科目	キリスト教概説	講義	2		教養科目	2	30			2	30		
			憲法	講義	2		教養科目	2	30			2	30		
			時事問題	講義		2(a)	教養科目			2	30	2	30		
			生活科学	講義		2(b)	教養科目			2	30	2	30		
			情報機器の活用	演習	2		教養科目	2	60			2	60		
			文章表現	演習		1(c)	教養科目	1	30			1	30		
		外国語	英語コミュニケーション	演習	2		教養科目	2	60			2	60		
			体育	保健体育Ⅰ	講義	1		教養科目	1	15			1	15	
		保健体育Ⅱ		実技	1		教養科目	1	30			1	30		
		小計					10	5		11	255	4	60	15	315
専門的事項	領域に関する	保育の内容・方法に関する科目	幼児と健康	演習	1		○			1	30	1	30		
			幼児と環境	演習	1		○			1	30	1	30		
			幼児と言葉	演習	1		△	1	30			1	30		
			幼児と表現A	演習	1		△	1	30			1	30		
			幼児と表現B	演習		1(d)	△			1	30	1	30		
			幼児と音楽A	演習	2		○	2	60			2	60		
			幼児と音楽B	演習		1(e)	△			1	30	1	30		
			小計					6	2		4	120	4	120	8
		保育内容の指導法に関する科目 / 教育の基礎的理解に関する科目	保育内容の指導法に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2		○	2	30			2	30
					教育原理	講義	2		○	2	30			2	30
子ども家庭福祉	講義				2		○	2	30			2	30		
社会福祉	講義				2		○	2	30			2	30		
子ども家庭支援論	講義				2		○			2	30	2	30		
社会的養護Ⅰ	講義				2		○	2	30			2	30		
教職概論	講義				2		△			2	30	2	30		
教育保育社会学	講義				2		△			2	30	2	30		
保育者論	講義				2		○			2	30	2	30		
モンテッソーリ教育概論	演習					1(h)	△	1	30			1	30		
フレーベル教育概論	講義		2(i)	△	2	30			2	30					
キリスト教保育	講義		2(j)	△				2	30	2	30				
小計					18	5		13	210	10	150	23	360		
専門教育科目	保育の基礎的理解に関する科目	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2		○	2	30			2	30		
			臨床心理学	演習		1(k)	△			1	30	1	30		
			子ども家庭支援の心理学	講義	2		○	2	30			2	30		
			子どもの理解と援助	演習	1		○	1	30			1	30		
			子どもの保健	講義	2		○			2	30	2	30		
			子どもの食と栄養	演習	2		○			2	60	2	60		
		小計					9	1		5	90	5	120	10	210
		保育の内容・方法に関する科目	保育の内容・方法に関する科目	保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2		○			2	30	2	30
					保育内容総論	演習	1		○			1	30	1	30
					健康指導法	演習	1		○			1	30	1	30
人間関係指導法	演習				1		○	1	30			1	30		
環境指導法	演習				1		○	1	30			1	30		
言葉指導法	演習				1		○	1	30			1	30		
表現指導法	演習				1		○	1	30			1	30		
表現活動指導法A	演習					1(f)	△			1	30	1	30		
表現活動指導法B	演習					1(g)	○			1	30	1	30		
音楽Ⅰ(理論)	講義					2(l)	○	2	30			2	30		
音楽Ⅱ(声楽)	演習		1(m)	△	1	30			1	30					
保育教材研究A	演習	1		△			1	30	1	30					
保育教材研究B	演習	1		△	1	30			1	30					
保育教材研究C	演習		1(n)	△	1	30			1	30					
乳児保育Ⅰ	講義	2		○			2	30	2	30					
乳児保育Ⅱ	演習	1		○			1	30	1	30					
子どもの健康と安全	演習	1		○			1	30	1	30					
障害児保育	演習	2		○			2	60	2	60					
特別支援教育の理解と支援	演習	1		△			1	30	1	30					
社会的養護Ⅱ	演習	1		○			1	30	1	30					
子育て支援	演習	1		○			1	30	1	30					
教育相談	演習	2					2	60	2	60					
小計					21	6		9	240	18	480	27	720		
教育実践に関する科目	教育実践に関する科目	保育実習	保育実習Ⅰa	実習	2		○	2	90			2	90		
			保育実習指導Ⅰa	演習	1		○	1	30			1	30		
			保育実習Ⅰb	実習	2		○	2	90			2	90		
			保育実習指導Ⅰb	演習	1		○	1	30			1	30		
			保育実習Ⅱ	実習		2(o)	△			2	90	2	90		
			保育実習指導Ⅱ	演習		1(q)	△			1	30	1	30		
		保育実習Ⅲ	実習		2(p)	△			2	90	2	90			
		保育実習指導Ⅲ	演習		1(r)	△			1	30	1	30			
		教育実習	教育実習Ⅰ(幼稚園)	実習	1				1	45			1	45	
			教育実習指導Ⅰ	演習	0.5				0.5	15			0.5	15	
教育実習Ⅱ(幼稚園)	実習		3						3	135	3	135			
教育実習指導Ⅱ	演習		0.5						0.5	15	0.5	15			
小計					11	6		7.5	300	9.5	390	17	690		
総合演習			教育保育実践演習	演習	2		○			2	60	2	60		
小計					2			0	0	2	60	2	60		
合計					77	25		49.5	1,215	52.5	1,380	102	2,595		

保健体育Ⅱ及び教育実習指導Ⅰ及び教育実習指導Ⅱにあつては30時間をもって1単位とする

卒業(保育士・幼稚園教諭二種資格取得)のための履修の仕方については、以下の①～⑧の条件を満たしていること

- ① 教養科目の選択科目(選a、b、c)のうち3単位以上必修
- ② 専門教育科目の選択科目(選d、e)のうち1単位以上必修
- ③ " (選f、g)のうち1単位以上必修
- ④ " (選h、i、j)のうち3単位以上必修
- ⑤ " (選k、l、m、n)のうち3単位以上必修
- ⑥ 保育実習に関する選択科目(選oとq、もしくは選pとr)のいずれか3単位必修
- ⑦ 必修77単位、選択14単位、計91単位の卒業に必要な単位数を取得していること

○ 告示別表第1による教科目

△ 告示別表第2による教科目